第一種動物取扱業登録取得までのながれ

窓口は仙台市動物管理センターです。

事前相談

・業務内容
・施設基準（平面図があればお持ちください）
・動物取扱責任者要件　　等

申請手続

申請は、動物管理センター窓口(来所のみ)での対応となります。郵送では受付できません。

事前に電話予約をお願いします。

【必要なもの】
① 申請書類一式
※〈裏面の第一種動物取扱業の新規登録申請に必要な書類一覧〉をご覧ください。
② 登録申請手数料　１５，０００円

施設検査打ち合わせ

担当者と検査日程の打ち合わせをします。

施設の立入検査

動物取扱責任者の立ち合いが必要です。

不適合

申請から登録証交付まで、お時間が必要です。申請は余裕をもって行いましょう。

再検査

適合

登録証受取

窓口でのお渡しとなります。

営業開始

アニパル仙台

問い合わせ先：仙台市動物管理センター（アニパル仙台）
住所：〒983-0034　仙台市宮城野区扇町 6-3-3
TEL：022-258-1626
FAX：022-258-1815
Email：fuk005570@city.sendai.jp

年　月　日

第一種動物取扱業の新規申請に必要な書類一覧

（R8.8.20.版）

申請者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　事業所の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 第一種動物取扱業登録申請書［様式第１］：業種ごとに提出

＜申請者が法人の場合のみ＞

□登記事項証明書の原本　□全役員の氏名及び住所一覧［任意様式］

※法人ベース・レジストリにより法人の登記情報を確認できる場合、登記事項証明書の提出は不要です。
提出を省略する場合、第一種動物取扱業登録申請書［様式１］の備考欄に法人番号を記載ください。

□ 法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類［参考様式第１］

□申請者　□役員（申請者が法人の場合のみ）□法第 3 条 6 項に規定する使用人　□動物取扱責任者

□ 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権限を有することを証明できる書類□登記謄本の原本　または　□賃貸借契約書などの原本と写し

※賃貸借契約等なく土地建物を使用する場合のみ　➡　□所有者からの一筆（使用承諾書）［任意様式］

□ 飼養施設の平面図［任意様式］（飼養施設がない場合、提出不要）

□ 飼養施設付近の見取り図［任意様式］（飼養施設がない場合、提出不要）

□ 動物取扱責任者の要件（実務経験かつ教育・資格）を証明できる書類

・実務経験（動物取扱業実務従事証明書 および 市外事業所で従事した場合はその事業所の登録証の写し）

・教育または資格（卒業証書、資格証書などの原本と写し）

□ ケージ等の材質、サイズ、個数および転倒防止策の一覧［任意様式］（飼養施設がない場合、提出不要）

□ 主な取引先の一覧（動物取扱責任者の氏名、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種別、登録番号を網羅していること）［任意様式］

□ 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表［参考様式］

＜販売及び貸出業のみ＞

□第一種動物取扱業の実施の方法［様式第 1 別記］

＜犬猫の販売業のみ＞

□犬猫等健康安全計画［様式第 1 別記 2］

＜犬猫の飼養又は保管を行う場合のみ＞

□ケージ等の規模を示す平面図・立面図［任意様式］

＜犬猫の飼養又は保管を行う場合のみ＞

□運動スペースの運用法に関する説明資料［任意様式］（長期保管がない場合提出不要）

□ 申請手数料 15,000 円（1 業種 1 事業所ごと）

※ 申請書類は事前連絡の上、仙台市動物管理センターまでご持参下さい。
申請から登録証交付までには、一定期間を要します。申請は余裕をもって行いましょう。

※ 様式、参考様式ともに仙台市ホームページよりダウンロードできます。
（仙台市トップページ → 申請書・届出書ダウンロード → 分野別“動物” → 動物取扱業 →動物取扱業関係）

※ 上記以外について、必要書類として提出を求めることがあります。

仙台市動物管理センター　担当 ＿＿＿＿
電話 258-1626　FAX 258-1815